

ご案内

福祉有償運送の道路運送法許可申請に関する非営利事業者の

説明会

障がい者・高齢者等、公共交通を利用する移動が困難な人を対象に実施されてきた非営利事業者による移送サービスは、道路運送法による『福祉有償運送』としての許可制度に移行しました。非営利事業者は2006年3月までに許可を得ることが必要です。説明会を開催しますので、申請を予定している事業者はご参加下さい。

日時 8月9日(火)午後5時30分
会場 市役所本庁舎地下特別会議室

参加される団体は、事前に申し込みをお願いします。

福祉有償運送については、町田市ホームページでもご覧いただけます。

申し込み 直接または電話、F

自然休暇村
10月分の利用
大地沢青少年センター
11月分の利用
8月6日から受付開始
◎予約は全て電話受付です。
☎782・3800

自然休暇村

【10月分】
長野県川上村にある自然休暇村では、10月中旬頃、紅葉が見ごろを迎えます。

今回受け付けをする利用日は、10月1日～31日です。
10月4日、6日、11日、13日、

A Xで福祉総務課 ☎724・2133、☎724・1187、高齢者福祉課 ☎721・0912、障がい福祉課 ☎724・2147へ。

「(仮称)グリーンウォーク多摩建築事業」に関する環境影響評価書案に係る見解書の

縦覧・閲覧、都民の意見を聴く会、公述人の募集

東京都環境影響評価条例に基づいて、次の事業に関する見解書が縦覧(縦覧・閲覧)いただけることと、都民の意見を聴く会を傍聴いただけます。また、都民の意見を聴く会で公述を希望される方は期間内に次の申し出先へ申し出て下さい。

【事業名】(仮称)グリーンウォーク多摩建築事業(八王子市別所2・56)【見解書の縦覧・閲覧期間】8月3日(水)～22日

19日は小学校移動教室等のため利用できません。

なお、夏休み期間のご予約は受付中です。8月下旬はまだ空室があります。お問い合わせ下さい。

申し込みできる方 市内在住、在勤、在学の方とその家族
レストランでは朝夕2食2000円で食事を提供します(要予約)。

大地沢青少年センター

【11月分】
今回受け付けをする利用日は、11月1日～30日です。
火曜日及び11月4日、24日は休館です。

市の事業等実施のため、利用できない日があります。
申し込みできる方 市内在住ま

お詫び

本紙7月21日号8面掲載の「公共下水道が利用できません」の町名表示に「図師町」の記載漏れがありました。訂正してお詫びします。
問広報広聴課 ☎724・2101



東林間サマーわあ！ニバル

地元「東林間連」や「伍楽連」「阿呷連」「ほたる連」をはじめ、本場徳島や高円寺、大和市などからの友好連も参加し、盛大に「阿波踊り」が繰り広げられます。皆さんも飛び入り参加で踊らなさんそん！

日時 8月5日(金) 前夜祭 午後5時30分～8時30分、6日(土)・7日(日) 午後6時～9時30分

会場 東林間駅前大通り「シャングア通り」

前夜祭は本部会場(農協東林間支店横)で地元阿波踊り連による演舞を行います。
交通 小田急線東林間駅下車



問相模原市商業観光課 ☎769・8236

配布します

都民の意見を聴く会の公述人の募集
公述時間 1人15分以内
定員 25人程度(抽選)

申し込み 事業名・氏名(ふりがな)・住所・電話番号(団体等は、その名称・事務所所在地・代表者の氏名・公述人の役職名と氏名・住所・電話番号)・公述の要旨を明記し、8月10日～24日(消印有効)に直接または郵送で東京

都環境局都市地球環境部環境影響評価課調整係(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1、☎03・5388・3440)へ。

環境保全課 ☎724・2711

農業振興事業補助金

【2006年度実施予定分】
市民に安全で新鮮な農畜産物を提供するために、経営を改善・合理化し、農業経営の確立を目指す事業に対して補助を行います。

対象 5年以上農業を続ける意志のある市内の農家、または3人

牛または馬	5頭以上飼育
豚	10頭以上飼育
鶏	500羽以上飼育
ホダ木	500本以上栽培
ハウス	200㎡以上設置
田畑	20a以上耕作
生産緑地	10a以上耕作

以上が参加する農業法人・営農集団であり、かつ右表の条件のいずれかに該当する方
対象事業 事業の総額が30万円以上のもの

交付額 認定農業者・農業法人・営農集団に経費の2分の1(150万円限度)、その他の農家に3分の1(100万円限度)

申し込み 申請書(農業振興課・JA各支店にあります)に関係書類を添えて、8月31日まで(必着)に農業振興課(〒194・0002・森野1・33・10、☎724・2166)へ(郵送可)。

2004年度、2005年度で既に補助金限度額を受けられている方は申請できません。



8月10日は「道の日」

道の日のシンボルマークは、道路と人を図案化したもので、道によってつながる人と人との出会い、ふれあいを、道路の大切さをイメージしています。

きれいな道は通るみんながきもちいい

8月は「道路ふれあい月間」・8月10日は「道の日」です
問道路管理課 ☎724・1151

私たちは、買い物や通勤・通学などで道路を毎日利用しています。道路は、一歩家を出れば、そこにある大変身近な存在です。しかし、その身近さゆえに、市民の共有財産であることをあまり意識されていないのではないのでしょうか。この機会に、道路の存在や役割を再認識しましょう。

みんなで快適な道路環境づくり

市では、快適で安全な道路環境に向けて、市民活動団体との連携による道路管理手法として違反広告物除却員(市民ボランティア)による違反広告物の除却制度、アダプト・ア・ロード制度(道路用地等の市民管理制度)などの制度を整備し、市民とともに道路の環境整備を進めています。

昨年発足した違反広告物制度では、現在19団体169人の方々が市内各地で活動されており、既に約700枚の違反広告物が市民の手で除却されています(7月12日までに報告されたもの)。

また、本年度スタートしたアダプト・ア・ロード制度では、2団体と管理協定を締結し、道路予定地等の管理活動を行っているほか、3件について管理協定締結に向けて協議中となっています。

一方、各地域における市民の活動も活発で、地域住民による美化活動や学生・生徒による通学路等の清掃活動が行われており、生活

違反広告物除却団体の活動状況 2005.7.20現在

NO.	団体名	活動地域	人数
1	中相原町会	相原町(中相原地区)	7
2	ターミナルロード商店会	原町田(中心市街地)	8
3	原町田4丁目第二町会	原町田	3
4	ハスの会	忠生	9
5	原町田3丁目町内会	原町田3丁目	4
6	小山をきれいにする会	小山町	13
7	町田一番街	原町田6丁目	14
8	町田市青少年健全育成小山地区委員会	小山町	23
9	松涛会	南町田駅・すずかけ台駅周辺	3
10	町田二番街商店会	原町田6丁目	14
11	境川緑のルネッサンス	南町田	7
12	玉川学園町内会	玉川学園	15
13	南つくし野自治会	南つくし野	9
14	ボランティアK・S	能ヶ谷町	4
15	つくし野四丁目自治会	つくし野4丁目	8
16	原町田・丁目パトロール隊	原町田	3
17	能ヶ谷有志の会	鶴川駅周辺	10
18	南中学校PTA有志	金森・小川・鶴間	10
19	原町田二丁目商店会	原町田2丁目	5
計			169

道路を正しく使いましょう

道路は、誰もが利用する共有財産です。しかし、一部の人たちの違法行為やマナー違反が、道路環境を悪化させてしまっています。私たちが快適で安全に通行するために、一人ひとりが気をつけ、ルールを守ることが必要です。

不法投棄は法律で禁止されています。道路に空き缶や粗大ごみ、残土等を投棄することは、環境を悪化させるだけでなく、交通の障害になります。

樹木のせり出しは、通行できる幅を狭めたり交通標識やカーブミラールを見にくくしたりして大変危険です。樹木は早めに剪定しましょう。

自動車、オートバイ、自転車の迷惑駐車・駐輪は、交通の妨げになるだけでなく事



毎日通る通学路は自分たちできれいに(登校前に道路清掃をしている中学生、玉川学園前駅前)